

○ヤマザキ動物看護大学研究委員会規程

平成22年4月1日

制定

(設置)

第1条 ヤマザキ動物看護大学学則第4条の規定に基づき、ヤマザキ動物看護大学の教育内容及び方法の改善を図るための研究並びに教員の共同研究等が円滑に遂行されることを目的として研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の目的を遂行するため、委員会のもとに次の部会を置く。

- ・ 教育研究機器備品等検討部会
- ・ 実習教育等で使用する動物の取扱いに関する倫理部会

部会について、必要な事項は別に定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育内容及び方法の改善を図るため、研究の実施に関する事項
- (2) 教育研究用機器備品の購入・整備に関する事項
- (3) 共同研究の予算配分に関する事項
- (4) 学術研究報告に関する事項
- (5) 公的・私的基金による研究に関する事項
- (6) 動物実験に関する事項
- (7) 研究計画に関する事項
- (8) 動物実習教育に関する事項
- (9) インフォームド・コンセントに関する事項
- (10) 学術公開講座等に関する事項
- (11) 年報に関する事項
- (12) その他の関連事項

(委員構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学部長が指名する教授
- (2) 専任教員・助手の中から学長が指名する者

2 前項第1号及び第2号の委員の指名に当たっては、委員の研究分野のバランスに配慮するものとする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員会に、委員長の指名による副委員長を置くことができる。

4 委員会が必要と認めた場合、教職員ほかを随時出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、過半数の委員の出席を必要とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、大学事務局学務部学務課において行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成26年10月20日教授会承認)

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成28年10月17日教授会承認)

この制定は、平成28年10月17日から改正施行する。

附 則 (平成29年3月13日教授会承認)

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成29年7月10日教授会承認)

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。